

年発0526第3号
平成22年5月26日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長

口蹄疫被害に係る社会保険料の納付の猶予等について

宮崎県で発生した口蹄疫による被害に対する社会保険料関係の対策については、下記のとおりとするので、貴下職員に対して周知徹底を図り、実施に当たっては遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、国民年金保険料の免除の取扱いに関し、当職から地方厚生（支）局長に対し、地方公共団体への周知及び実施の徹底を依頼する旨の通知を別紙のとおり発出していることを申し添える。

記

1 厚生年金保険料、全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料及び子ども手当に係る拠出金の納付の猶予について

(1) 納付の猶予

口蹄疫による被害により、厚生年金保険料、全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料及び子ども手当に係る拠出金（以下「保険料等」という。）の納付者がその財産につき相当な損失を受けた以降に納期が到来する保険料等につき、納付者の申請に基づき、保険料等の納付を1年以内に限り猶予することができること。（国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項）

なお、「相当な損失」とは、納付者の全財産の価額に占める口蹄疫による被害の損失の額の割合（損失の割合）が、概ね20%以上の場合をいうこと。また、保険金又は損害賠償金その他に類するもの（見舞金を除く。）により補てんされた又は補てんされるべき金額は上記の損失の額から控除すること。

(2) 納付の猶予の申請書の受理等

年金事務所において、納付の猶予の申請書（以下「申請書」という。）を受理した場合には、必要な審査を行った上で日本年金機構本部を經由し厚生労働省に回付するものとする。当局において納付の猶予の可否を決定し、保険料等納付の猶予許可通知書又は保険料等納付の猶予不許可通知書を作成するので、日本年金機構本部から申請書を受理した年金事務所に送付し、申請者あて通知すること。

(3) その他

納付の猶予の事務処理方法、申請書の様式等については、追って通知するものであること。

2 国民年金保険料の免除について

口蹄疫による被害により、国民年金の被保険者等がその財産につき相当な損失を受けた場合には、申請に基づき、その保険料を免除すること。

なお、「相当な損失」とは、申請のあった日の属する年度における口蹄疫による被害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格の概ね2分の1以上である損害を受けたときをいう。

また、本件に係る国民年金の保険料の免除の事務処理方法については、追って通知するものであること。

3 年金の支給停止について

20歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金の支給の停止、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正後の遺族基礎年金とみなして支給される年金の支給の停止、老齢福祉年金の支給の停止、特別障害給付金の支給の制限の規定について、口蹄疫による被害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格の2分の1以上の損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の7月までの障害基礎年金等については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得を理由とする支給の停止等を行わないこととするので、その対応につき遺漏のないように留意すること。

4 納付相談等に係る対応について

(1) 納付等相談に係る対応

口蹄疫による被害における取扱いであることにかんがみ、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分に配慮し、保険料又は年金給付に関する相談で来所された方に対しては、保険料等の納付の猶予、国民年金の保険料の免除又は障害基礎年金等の支給の停止を行わないものとするのが可能であることを丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。

また、納付相談の体制について、口蹄疫による被害に関する専門の窓口を設けることにつき配慮をお願いする。

(2) 保険料等の納付の猶予の周知

保険料等の納付の猶予について、適用事業所の事業主等に周知を図るため、平成22年5月分保険料等の納入告知書を送付する際に、被害の状況を踏まえ周知用チラシを同封するなどの対応をお願いする。

別紙

「写」

年発0526第4号
平成22年5月26日

九州厚生局長 殿

厚生労働省年金局長
(公印省略)

口蹄疫被害に係る国民年金保険料の免除等について

宮崎県で発生した口蹄疫被害を受けた方に対する国民年金保険料の免除については、下記のとおりとするので、貴管内関係市町村に対して周知徹底を図り、実施に当たっては遺漏のないよう取り扱われたい。

また、当職より日本年金機構理事長に対し、口蹄疫被害に係る社会保険料の納付の猶予等の取扱いに関し、別紙のとおり通知を発出しているため、貴職から宮崎県口蹄疫防疫対策本部長に対して、その旨情報提供いただきたい。

記

1 国民年金保険料の免除について

口蹄疫による被害により、国民年金の被保険者がその財産につき相当な損失を受けた場合には、申請に基づき、その保険料を免除すること。

なお、「相当な損失」とは、申請のあった日の属する年度における口蹄疫による被害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格の概ね2分の1以上である損害を受けたときをいうこと。

また、本件に係る国民年金の保険料の免除の事務処理方法については、追って通知するものであること。

2 国民年金保険料の免除の相談に係る対応について

口蹄疫による被害における取扱いであることにかんがみ、被害の状況、被害を受けた方の事情、心情等に十分に配慮し、保険料の免除に関する相談で来所された方に対しては、国民年金の保険料の免除が可能であることを丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。

「写」

年発0526第5号
平成22年5月26日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
（公印省略）

口蹄疫被害に係る社会保険料の納付の猶予等について

宮崎県で発生した口蹄疫による被害に対する社会保険料関係の対策については、別紙1のとおり当職から日本年金機構理事長あて通知し、また、別紙2のとおり当職から九州厚生局長あて通知しているので、その内容について御了知いただき、貴下職員への周知をお願いします。